

豊川市の位置

日本列島のほぼ中心で愛知県の南東部に位置し、東三河の中核を担う人口18万人のまちです。また、名古屋鉄道やJR線という鉄道網も発達しており、名古屋駅からJR豊川駅までは約68分（乗り換え時間考慮）、東名高速道路のインターチェンジを有するなど交通アクセスも至便です。このように市内各地域で農業・商業・工業がバランスよく発展しています。



日本一子育てしやすいまち

豊川市では、安心して子どもを産み、そして育てることができる「日本一子育てしやすいまち」を目指しています。

妊 娠 & 出 産

産前・産後ヘルパー利用費の補助、産後ケア事業も実施しています。



乳 幼 児

各種教室、相談など充実したラインアップ！



豊川市子育て支援センター（プリオ5階）

子育て豊川応援団

～妊娠期から始まる きれ目のない支援～

小 中 高 生

放課後児童クラブや高校3年生世代までの入院医療費無料化など、長く続く子育てのサポート



園 児

3歳未満児の受け入れ拡充や、安全・安心な保育環境の整備に努めています。



「子どもたちの笑顔があふれるまち、とよかわ」で新生活をはじめませんか？



赤塚山公園 豊川稲荷(豊川閻魔殿) 佐奈川 どんき(長松寺) ござかい葵風館 御津マリーナ

《子育て支援に関する主な問い合わせ先》

※子育て支援に関することは、それぞれの内容に応じて、その関係部署にお問い合わせください。

お問い合わせ内容	担当部署	連絡先
放課後児童クラブや児童館、児童の手当などに関すること	豊川市役所 子育て支援課	TEL: 89-2133
子育て相談、親子あそび教室などに関すること	子育て支援センター	TEL: 89-1398
保育園や幼稚園、こども園に関すること	豊川市役所保育課	TEL: 89-2274
健康診査や予防接種、その他母子保健などに関すること	保健センター	TEL: 89-0610
高校3年生世代までの入院・通院医療費無料化に関すること	保険年金課	TEL: 89-2164

愛知県 豊川市

固定資産税相当額最大3年分

中学生以下のお子さま1人につき
子育て奨励金10万円

はじめませんか

とよかわ 暮らし

豊川市まちなか居住補助金のご案内
(拠点地区定住促進事業費補助金)



TOYOKAWA

1 補助金の概要

豊川市における戦略的な定住促進を図り、もって地域の活性化に資するため、市外からの転入者などに対し補助金を交付します。

補助対象者の条件

以下の項目にすべて該当する方は、補助金の交付を受けられることがあります。

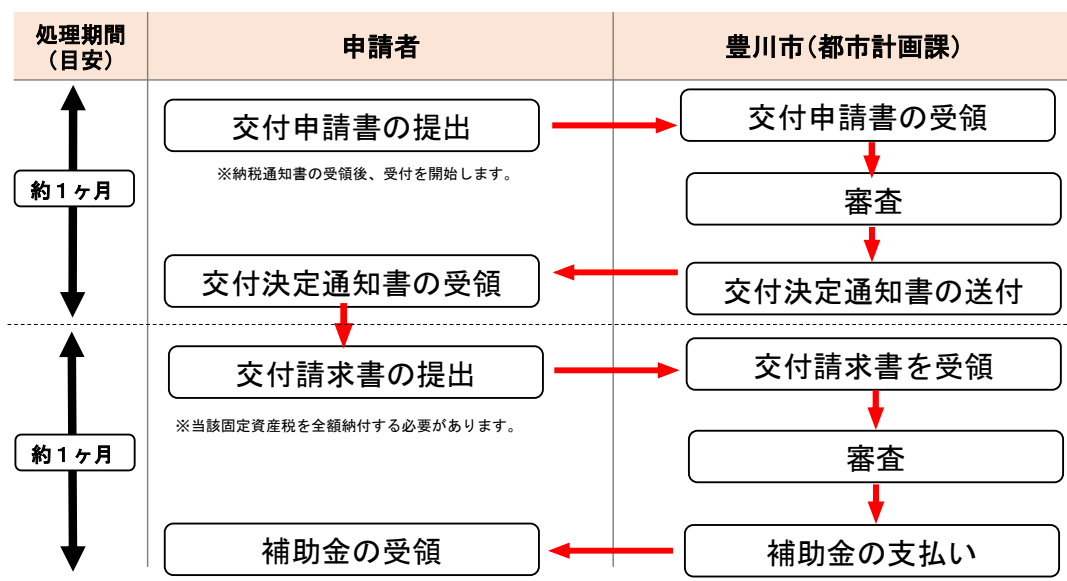
- ✓ 次に掲げる要件のいずれかに該当しています。
 - ア) 5年以上住所を有していた市外から、豊川市の都市機能誘導区域内に家屋を取得して転入しました。
(豊川市へ転入後1年以内に同一小学校区内の誘導区域にある家屋へ転居する場合も含まれます。)
 - イ) 市内の土砂災害特別警戒区域等、指定されている災害想定区域内(詳細は要綱別表1を参照)に家屋を所有して住んでいましたが、豊川市の都市機能誘導区域内に家屋を取得して転居しました。
(ア・イともに、新築の戸建て住宅のほか、分譲マンションや中古住宅等も対象になります。)
- ✓ 10年以上、定住することを決めています。
- ✓ 町内会に加入しています。
- ✓ 市税等の滞納はありません。
- ✓ 本人及び世帯の構成員は暴力団員ではありません。
- ✓ 家屋には台所と便所があり、居住の用に供する延べ床面積が80㎡以上あります。

POINT 補助金の金額

項目	内容	金額
家屋	補助対象者の方に、所有する家屋に係る固定資産税相当額を最大3年間補助します。	固定資産税相当額(要件有り)
土地	補助対象者の方に、所有する土地に係る固定資産税相当額を最大3年間補助します。	固定資産税相当額(要件有り)
子育て奨励金	補助対象者の世帯を構成する中学生以下の子に対して、奨励金を交付します。	10万円/人(1回限り)

※補助金の算定では、豊川市拠点地区定住促進事業費補助金交付要綱に面積要件等も規定していますので、ご確認ください。
 ※補助期間は、対象の家屋を取得後最初に固定資産税が課せられることとなった年度から最大3年間となります。

申請の流れ



2 都市機能誘導区域

中心拠点

地域拠点 八幡地区

地域拠点 国府地区

地域拠点 一宮地区

地域拠点 音羽地区

地域拠点 御津地区

地域拠点 小坂井地区

都市機能誘導区域については、豊川市HPの豊川市まちなか居住補助金のページからご確認ください。

凡例

- 都市機能誘導区域
 - △ 鉄道駅
 - △ 市役所・支所
- 第一種低層住居専用地域
 - 第一種中高層住居専用地域
 - 第二種中高層住居専用地域
 - 第一種住居地域
 - 第二種住居地域
 - 準住居地域
 - 近隣商業地域
 - 商業地域
 - 準工業地域
 - 工業地域
 - 工業専用地域

ただし、都市機能誘導区域内でも災害想定区域と重複する場合は、補助対象外です。

⚠ 留意事項

- 交付の申請は、当該年度に固定資産税が課せられたときから手続きが可能です。早めの申請にご協力ください。
- 申請者は、申請後に内容の変更があった場合は、都市計画課にご相談ください。
- 交付請求書は、当該年度に賦課された固定資産税を全額納付してから提出していただくこととなります。
- 補助金の交付は最長3年間受けることができますが、毎年度、交付の申請を行う必要があります。
- 補助金受領後、10年以内に、転居又は転出及び家屋を取壊す、売却等を行う場合は、補助金を返還していただく場合があります。事前に都市計画課にご相談ください。
- 本制度は予告なく変更または終了する場合がございます。

《まちなか居住補助金に関する問い合わせ先》
 豊川市役所 都市整備部 都市計画課 所在地：〒442-8601 愛知県豊川市諏訪1丁目1番地
 TEL：0533-89-2147 FAX：0533-89-9570 E-mail：tokei@city.toyokawa.lg.jp